

京都府公立大学法人会計規則

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規則第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
 - 第 2 章 予算（第 7 条－第 11 条）
 - 第 3 章 金銭等の経理及び出納（第 12 条－第 26 条）
 - 第 4 章 資金（第 27 条－第 31 条）
 - 第 5 章 契約（第 32 条－第 36 条）
 - 第 6 章 資産（第 37 条－第 40 条）
 - 第 7 章 決算（第 41 条－第 44 条）
 - 第 8 章 内部監査（45 条）
 - 第 9 章 弁償責任（第 46 条－第 48 条）
 - 第 10 章 雑則（第 49 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、財政状態及び運営状況を明らかにするとともに、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

2 法人の財務及び会計については、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）その他関係法令並びに法人の定款及び業務方法書に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（事業年度）

第 2 条 法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（財務及び会計の統括）

第 3 条 法人の財務及び会計は、理事長が統括する。

（会計責任者）

第 4 条 法人の財務及び会計に関する事務を処理するため、会計責任者を置き、財務を担当する理事をもって充てる。

2 会計責任者は、法人の財務及び会計に関する事務を正確かつ効率的に行うことについて、権限と責任を有する。

3 会計責任者は、事務の一部を別に定める職員に処理させることができる。

4 会計責任者に事故があるときは、理事長が命じた者がその業務を代理する。

（勘定科目）

第 5 条 法人の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理する。

(帳簿及び伝票)

第6条 法人は、会計に関する帳簿及び伝票により、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し保存するものとする。

- 2 帳簿及び伝票の種類、様式及び保存期間については、別に定める。
- 3 帳簿及び伝票の記録及び保存については、電子媒体によることができる。

第2章 予算

(予算の目的)

第7条 予算は、法第26条第1項に規定する中期計画及び法第27条第1項に規定する年度計画に基づき、明確な方針のもとに編成を行い、法人の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の編成)

第8条 予算は、経営審議会の審議に付し、理事会の議を経て、理事長が決定するものとする。

(予算責任者)

第9条 予算を執行及び管理するため、予算責任者を置き、法人本部については法人事務総長、府立医科大学及び府立大学についてはそれぞれの大学事務局長をもって充てる。

- 2 予算責任者は、所掌する予算に従って、中期目標を達成するよう、当該予算の適正な執行に努めなければならない。
- 3 予算責任者は、予算執行の一部を別に定める職員に処理させることができる。
- 4 予算責任者に事故があるときは、理事長が命じた者がその業務を代理する。

(予算の補正及び繰越し)

第10条 理事長は、必要と認める場合には、予算を補正し、又は繰り越すことができる。

(予算の手続)

第11条 予算の手続その他必要な事項については、別に定めるところによる。

第3章 金銭等の経理及び出納

(金銭および有価証券の定義)

第12条 金銭とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 現金 通貨のほか、小切手その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。
 - (2) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金及び金銭信託をいう。
- 2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）で定める有価証券をいう。

(出納責任者)

第13条 金銭の出納及び保管並びに有価証券の保管は、別に定める出納責任者が行うものとする。

- 2 出納責任者は、金銭の出納及び保管並びに有価証券の保管に関して、正確かつ効率的に行わなければならない。
- 3 出納責任者は、事務の一部を別に定める職員に処理させることができる。
- 4 会計責任者は、出納責任者を兼ねることができない。
- 5 出納責任者に事故があるときは、理事長が命じた者がその業務を代理する。

(金融機関との取引)

第14条 取引金融機関の指定は、経営審議会の審議に付し、理事会の議を経て、理事長が行う。

- 2 指定された取引金融機関との取引の開始又は終止は、理事長が行うものとする。

(現金等の保管)

第15条 出納責任者は、現金及び有価証券を遅滞なく金融機関に預け入れなければならない。ただし、業務上必要な現金の支払、釣銭準備金及び常用雑費その他小口現金の支払に充てるため、手許に現金を保有することができる。

(出納手続)

第16条 出納責任者は、正当な証拠書類に基づいて作成された伝票により、金銭の出納及び保管を行わなければならない。

(収納)

第17条 会計責任者は、法人の収入となるべき金銭を収納しようとするときは、債務者に対して債務の履行請求を行うものとする。

- 2 収納は、金融機関等への振込み又は口座振替とする。ただし、出納責任者は会計責任者が業務上必要と認めた場合に限り、現金により収納することができる。
- 3 出納責任者は、現金を収納した場合には、支払に充てることなく、金融機関等に遅滞なく預け入れなければならない。

(督促)

第18条 会計責任者は、納入期限までに収納されない債権があるときは、遅滞なく債務者に督促し、収入の確保を図らなければならない。

(債権の放棄等)

第19条 法人の債権のうち、別に定めるものについては、その債権の全部若しくは一部を放棄し又はその効力を変更することができる。

- 2 会計責任者は、前項の債権を放棄する場合には、理事長の承認を受けなければならない。

(領収書の発行)

第20条 出納責任者は、金銭を収納したときは、別に定める領収書を発行しなければならない。ただし、金融機関等の振込み又は口座振替によって入金されたときは、領収書の発行を省略することができる。

- 2 領収書の発行及びその管理は、これを厳正に行うものとする。

(支出)

第21条 会計責任者は、経費の支出をしようとするときは、請求書等に基づき、速やかに支出の内容を調査し、債務を確定させ、債務の内容及び関係書類等を添えて出納責任者に支出の指示をしなければならない。

2 出納責任者は、原則として、金融機関等への振込みにより支出を行うものとする。ただし、職員に対する支払、小口現金払その他必要がある場合には、現金をもって行うことができる。

3 出納責任者は、支出を行ったときは、その支出を証明する書類を受け取らなければならない。ただし、金融機関等からの振込みにより支出をした場合には、銀行振込通知書等をもって、これに代えることができる。

(預り金)

第22条 法人の収入又は支出とならない金銭を預り金とし、その受払いについては、第15条及び前条の規定を準用する。

(前払及び仮払)

第23条 経費の性質上必要がある場合においては、別に定めるところにより、前払又は仮払をすることができる。

(立替払)

第24条 業務上やむを得ない場合においては、別に定めるところにより、立替払をすることができる。

(金銭の照合)

第25条 出納責任者は、現金出納帳を現金の手許有高と毎日照合するとともに、毎月末には預金出納帳を銀行預金等の実在高と照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第26条 出納責任者は、金銭に過不足が生じたときは、直ちにその事由を調査するとともに、会計責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

第4章 資金

(資金の定義)

第27条 資金とは、支払に充当することができる現金、預金及び有価証券をいう。

(資金管理)

第28条 会計責任者は資金管理計画を作成し、資金の不足にあたっては調達を行い、資金の余剰が認められるときは安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

(短期借入金)

第29条 会計責任者は、一事業年度内において運営資金が一時的に不足するおそれがある場合は、短期借入金をもってこれに充てることができる。

2 短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、借り換えをする場合は、この限りでない。

(長期借入金)

第30条 理事長が必要と認めた場合には、法第41条第5項により長期借入をすることができる。

2 長期借入をする場合は、経営審議会の審議に付し、理事会の議を経なければならない。

(余裕金の運用)

第31条 会計責任者は、法第43条に規定するところにより、業務の執行に支障がない範囲内で、業務上の余裕金を、安全かつ有利な方法で運用することができる。

第5章 契約

(契約の方法)

第32条 会計責任者は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。ただし、別に定める場合に限り、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格その他競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第33条 前条の規定による競争は、別に定めるところによりせり売りに付する場合を除き、入札の方法をもって行わなければならない。

(落札の方式)

第34条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支払の原因となる契約のうち、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

3 契約の性質又は目的から第1項の規定により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が法人にとって最も有利なもの（前項の場合においては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第35条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限その他契約に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(監督及び検査)

第36条 工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため必要な監督を行わなければならない。

2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

第6章 資産

（資産の区分）

第37条 資産は、固定資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

3 流動資産は、現金及び預金、未収入金、受取手形、有価証券、たな卸資産、前渡金、前払費用、未収収益、その他これらに準ずるものをいう。ただし、通常の業務活動に係る期間を超えるもの及び1年以内に回収又は費用化等されないものは除く。

4 前項のたな卸資産は、商品、製品、副産物及び作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品、医薬品、診療材料並びに消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもののうち、たな卸が必要なものをいう。

（固定資産の管理、取得及び処分）

第38条 固定資産は、その増減及び異動を台帳により個別に管理しなければならない。

2 固定資産の管理、取得及び処分その他必要な事項については、別に定めるところによる。

（減価償却）

第39条 固定資産のうち償却資産については、期末の評価及び費用の適正な配分を目的として、取得原価をもとに事業年度ごとに所定の償却を行わなければならない。

（たな卸資産の管理）

第40条 たな卸資産の管理その他必要な事項については、別に定めるところによる。

第7章 決算

（決算の目的）

第41条 決算は、事業年度の会計記録を整理して、予算の執行状況並びに事業年度末の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

（月次決算）

第42条 会計責任者は、月次の財務状況を明らかにするため、別に定める書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

（年度末決算）

第43条 会計責任者は、毎事業年度終了後、決算のための会計記録の整理をして、法第34条に規定する財務諸表等を作成し、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による財務諸表等を経営審議会の審議に付した上で、理事会の

議を経て決定するものとする。

(決算報告)

第44条 理事長は、前条における財務諸表等に、監事及び会計監査人の意見を付し、毎事業年度終了後3月以内に京都府知事へ提出しなければならない。

第8章 内部監査

(内部監査)

第45条 理事長は、業務の執行及び会計処理の適正を期するため、内部監査を行わせるものとする。

2 内部監査の方法その他必要な事項については、別に定めるところによる。

第9章 弁償責任

(会計上の義務及び責任)

第46条 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、財務及び会計に関し適用又は準用される法令並びにこの規則の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行わなければならない。

2 役職員は、故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(亡失等の報告)

第47条 役職員は、法人の金銭、有価証券、固定資産等を亡失、滅失又はき損したときは、理事長に報告しなければならない。

(弁償責任の決定及び弁償命令)

第48条 理事長は、第46条第2項に掲げる事実が発生したときは、弁償責任の有無及び弁償額を決定する。

2 理事長は、前項の規定により弁償責任があると決定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規則のほか、法人の財務及び会計に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。